

# 地方独立行政法人について Q&A

公立甲賀病院は、甲賀市民・湖南市民の生命と健康を守り、甲賀保健医療圏域内の医療、介護サービス施設と連携しながら、急性期、回復期、在宅サービスの継続的、安定的提供を目指しています。

少子・超高齢社会の中、医療介護総合確保法、第7次医療法改正、診療、介護報酬改定など病院を取り巻く環境は、日々大きく変化しています。

この変化に迅速に対応し、継続的、安定的に病院を運営するためには、経営形態がたいへん重要であり、平成27年3月から約1年間、外部有識者により検討された未来創造委員会答申を受け、平成31年4月の地方独立行政法人化を目指すことにいたしました。

今後、甲賀市・湖南市議会での規約変更や本組合議会での定款議決などが必要ですので、各議会で十分ご協議をいただき進めていきたいと考えております。

## 地方独立行政法人化について

Q1 地方独立行政法人って何ですか？

A1 病院事業などの地域に必要な公共的な事業を効率的・効果的に行うために、

甲賀市と湖南市の2市が設立する、独立した法人です。

法人化により、経営の自由度が高まり

- ・迅速な意思決定と患者ニーズへの柔軟な対応
- ・医療環境の変化に対応した人員の確保、迅速な設備投資
- ・より効果的で透明性の高い病院経営

などが可能となります。

Q2 地方独立行政法人になると公立病院ではなくなるのですか？

A2 甲賀市・湖南市が設立する法人なので、公立病院であることに変わりありません。また、法人が達成すべき中期目標は、設立者が議会の議決を経て法人に示します。それを受け、法人は中期計画を策定します。設立者は議会の議決を経て計画を認可する仕組みで、甲賀市・湖南市立の公立病院に変わりはありません。

Q3 法人に移行するメリットは何ですか？

A3 法人に移行すれば、医療現場の状況を最もよく把握している病院で迅速に意思決定を行うことが可能になり、医療スタッフの充実や柔軟な組織の変更などにより、地域住民や患者のニーズに迅速かつ的確に対応でき医療サービス向上につながるようになります。また、多様な契約手段の導入などにより、より一層の経営の効率化を図ることが可能になります。さらに、医療経営に精通した外部委員による評価委員会の評価を受け改善に取り組みます。ホームページなど情報公開もさらに充実する予定です。

#### 救急医療、小児医療等について

Q4 地域住民に必要な医療は確実に行われるのですか？

A4 法人移行後も、公立病院としての役割は変わりませんのでこれまで行ってきた救急医療、小児医療等の、地域住民の皆さんに必要な医療は確実に継続します。

## 患者負担について

Q5 患者負担は変わるのですか？

A5 変わりません。健康保険、介護保険など医療費は、国が定める診療報酬によって決められています。

### 参考

地方独立行政法人法

(目的)

**第一条** この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。



平成 29 年 8 月  
公立甲賀病院